

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度 助成金交付要領

新千歳空港国際化推進協議会

(趣 旨)

第1条 新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という）は、新千歳空港からの生鮮食料品の輸出拡大を図るため、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナルを利用し（チャーター便含む）、生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、助成金を交付することとし、事業実施に関する必要事項を以下のとおり定める。

(定 義)

第2条 助成対象となる荷主は、新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用し、生鮮食料品貨物を輸出する事業者とする。

- 2 生鮮食料品貨物とは、航空便での輸送の際、通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う必要があるものをいう。
- 3 具体的には、航空便での輸送の際、鮮度を保つために冷蔵あるいは冷凍が必要な農産物、海産物、乳製品などである。

(交付の対象、助成金額)

第3条 貨物の重量を交付の対象とし、助成金額は別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付申請書は、別紙の様式第1号のとおりとする。

- 2 申請については、輸出を行った荷主が各自で、当月1日～当月末日までの実績を取りまとめたうえで、翌月の15日までに協議会事務局まで申請を行うものとする（申請書等は15日必着）。それを過ぎた申請に対しては、助成の対象外とする。
- 3 提出書類については、前項の申請書及び実績明細のほか、輸出品目が生鮮食料品でありかつ、新千歳空港で通関を行ったことがわかるもの（コピー可）として、①輸出許可書及び、②航空運送状の写し、また新千歳空港以外の空港から搭載される場合は、新千歳空港～着地空港間の輸送手段を証明する書類も併せて添付しなければならない。

(助成金の交付決定、及び支払い期限)

第5条 協議会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査する。この際、必要に応じて現地調査等による当該申請の内容確認もふまえたうえで、すみやかに交付すべき助成金の額を確定し、その旨を別紙の様式第2号により申請書受領月の末日までに申請者（荷主）に通知するものとする。

- 2 協議会は、助成金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて助成金額の確定を行うことができる。
- 3 事務局は、申請書受領月の末日までに当該荷主に支払うものとする。

(助成金の交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、以下のとおりとする。

(1) この要領に従い申請を行うこと。

(2) 当該事業に関する帳簿及び証拠書類などについては、各荷主において整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保存しておくこと。

(状況報告及び調査)

第7条 協議会は、必要に応じ、交付金受領者（荷主）から助成対象となった事業についての状況報告を求め、または調査を行うことができるものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第8条 協議会は、交付金受領者（荷主）がこの要領の規定に違反した場合及び不正を行った場合は助成金の一部及びすべてを取り消すことができ、当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、助成金を交付した後についても適用する。

3 返還の命令を受けた交付金受領者（荷主）は、協議会が指定する期日までに遅滞なく助成金を返還しなければならない。

(助成金交付の打ち切りについて)

第9条 助成金は、協議会会員の負担金より拠出を行うものであり、あらかじめ上限が設定されている。そのため、助成金の支払いがその上限に達し次第、その年度の交付を打ち切るものとする。

(要領の見直し)

第10条 協議会は、当該要領について適宜見直しを行い、要領の改訂がある場合、協議会の幹事会の承認を得て改訂するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日より適用する。

附 則（平成25年4月24日幹事会決定）

この要領は、平成25年4月1日より適用する。

附 則（平成26年4月18日幹事会決定）

この要領は、平成26年6月1日より適用する。

附 則（平成27年4月17日幹事会決定）

この要領は、平成27年6月1日より適用する。

別表（第3条関係、第9条関係）

区分	摘 要
助成対象貨物	<ul style="list-style-type: none"> ・新千歳空港の札幌国際エアカーゴターミナル内のフォワーダーを利用して輸出する生鮮食料品貨物。 (通常のドライコンテナでは輸送することができず、別途冷蔵あるいは冷凍管理処理を行う農産物、海産物、乳製品など。)
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象貨物1kgあたり25円 (保冷等に使用するケース、氷、保冷剤等の重量も対象に含む) ・当該制度を初めて利用する1回分についてのみ、対象貨物1kgあたり100円とする。
助成限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・総額：予算の範囲内 ・1荷主あたり年間20万円を上限とし助成する。 ただし、平成20年度の当該助成制度実施から、1年度制度を利用した荷主は助成制度の対象外とする。 なお、平成26年度に当該制度を新規利用した荷主に限り、平成27年度の当該制度利用を可能とし、年間10万円を上限とし助成する。

平成 年 月 日

新千歳空港国際化推進協議会 様

申請者 住所

代表者氏名

印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度
助成金交付申請について

新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度の助成金の交付につきまして、助成金交付要領の規定により、関係書類を添付して申請いたします。

1. 新千歳空港発航空便利用年月 : 平成 年 月 分
2. 生鮮食料品貨物 輸出量 : k g
(再掲: 当該制度初回利用分 k g)
3. 取扱貨物実績明細 : (別紙1のとおり)
4. 助成金交付申請金額 : 円
(再掲: 当該制度初回助成金交付申請分 円)
5. 助成金交付振込先口座

・銀行名 : 店名 :

・口座番号 : (普 ・ 当)

(カカ)

・名 義 :

<添付資料>

(1) 対象となる国際航空貨物の輸出許可書の写し (通知書兼申告書控)

(2) 対象となる国際航空貨物の航空運送状の写し (Air Waybill)

以上2点において、①札幌国際エアカーゴターミナルのフォワーダーが取扱い、②新千歳空港で通関し、③取扱品目が生鮮食料品であるため、冷蔵あるいは冷凍などの定温管理処理を行ったこと、④対象貨物の重量、⑤新千歳空港と着地空港間の輸送手段(航空便名)及び輸送経路、以上の内容を証明できる記載が必要となる。

(3) 上記(1)～(2)の資料による証明ができない場合には、それに代わる書類を添付するものとする。

第 号
平成 年 月 日

様

新千歳空港国際化推進協議会
会長 高橋 はるみ 印

新千歳空港国際化推進協議会 生鮮食料品貨物輸出補助制度利用
助成金交付額の確定について

平成 年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度利用に伴う助成金の交付について、助成金交付要領第5条の規定に基づき、下記のとおり金額を確定し、交付を決定いたします。

記

1. 助成金額は次のとおりとする。

確定助成金額 _____ 円

(助成金交付申請額 _____ 円)

2. この助成金の対象となる事業は、平成 年 月 日付で申請のあった新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度(平成 年 月 分)を利用した事業であり、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。

3. この助成金は、以下の項目の遵守を条件として交付するものである。

- (1) 新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品貨物輸出補助制度助成金交付要領の規定に従うこと
(2) 助成事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた翌年度から5年間保管しておくこと。

4. 確定助成金額と助成交付申請額が異なる理由 *該当する場合のみ

()